

利根町教育委員会定例会会議録

平成 29 年 3 月 22 日 午前 9 時 00 分開会

1. 出席委員

教 育 長	杉 山 英 彦 君
教育長職務代理者	武 谷 昭 子 君
委 員	木 村 矩 男 君
委 員	佐 藤 忠 信 君
委 員	村 上 盛 一 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	寺 田 寛 君
生涯学習課長	坂 田 重 雄 君
学校教育課長補佐	大 越 克 典 君
学校教育課長補佐	花 嶋 み ゆ き 君

1. 議 事 日 程

議 事 日 程

平成 29 年 3 月 22 日 (水曜日)

午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 報告第 4 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について
(平成 29 年 2 月分)
- 日程第 2 議案第 6 号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 7 号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の制定について
議案第 8 号 利根町社会教育主事の資格認定要綱の制定について
議案第 9 号 利根町社会教育指導員の委嘱について
- 日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第4号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について
(平成29年2月分)
- 日程第2 議案第6号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第7号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の制定について
議案第8号 利根町社会教育主事の資格認定要綱の制定について
議案第9号 利根町社会教育指導員の委嘱について
- 日程第3 その他

午前9時00分開会

○教育長(杉山英彦君) それでは、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成29年3月の教育委員会定例会を開催いたします。

きょうご審議いただく議案は、専決処分による報告が1件、議案4件の計5件でございます。

○教育長(杉山英彦君) それでは、日程第1 報告第4号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について(平成29年2月分)を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長(寺田 寛君) それでは、報告第4号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について(平成29年2月分)をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項及び利根町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により報告するもので、2件の申請がありました。

まず1件目でございますが、利根町体育協会ソフトボール部が4月2日(日)に、利根緑地運動公園野球場におきまして、「第15回利根町女子親善ソフトボール大会」を開催いたします。ソフトボール大会を開催することにより利根町のソフトボールを活性化し、近隣の市町村のソフトボールプレイヤーとの交流、親善を図り、地域の発展に寄与するとともに、利根町ソフトボール審判員の技術の向上を目指すことを目的として開催されるということでございます。

次の2件目につきまして、利根写楽会が5月6日(土)から5月11日(木)までを開催期間といたしまして、利根町役場多目的ホールにおいて、第33回利根写楽会写真展を開催いたします。内容は、現在36名の会員がおりまして、心に触れたシーンを思い思いに撮った72点余りの作品展と行うということでございます。

説明は以上でございます。

○教育長(杉山英彦君) 説明が終わりました。

2点ほど後援名義の使用承認について報告がありました。

1点は、例年行われているんですが、4月2日に近隣の方々をお呼びしての第15回の利根町女子親善ソフトボール大会を、もう1点は、これは5月からなんですが、第33回の利根町写楽会写真展ということで、後援名義の使用を依頼されましたので、承認しております。何かご意見、ご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） よろしいですか。

報告第4号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（平成29年2月分）については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、日程第2 議案第6号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、議案第6号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案の2枚をめくっていただきまして、今回の改正につきましては、2月の定例会におきまして、「議案第4号 夏休みの短縮について」が承認されましたので、提案理由にもありますとおり、総授業時間数の増加に伴いまして、学力の向上を図ること、また、インフルエンザ等による学級閉鎖に伴う授業時数を確保する必要があるため、規則の一部改めたいので提案するものでございます。

詳細につきましては、次のページにあります新旧対照表の左側の現行欄をごらんください。第1条、第2条は省略しまして、（休業日）、第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。その中の（3）創立記念日を削っております。また、（6）では、夏季休業日が7月21日から8月31日までのものを、3日間短縮いたしまして、右側の改正案で8月28日までとしております。

次に、右側の改正案の下のほうですけれども、第3条に「第3項」を加えております。内容は、今までは学校管理規則第3条第2項に、校長は教育上必要があり、かつやむを得ない理由があるときは、あらかじめ授業日変更承認申請書により、教育長の承認を得て、休業日に授業を行い、授業日を休業日にすることができるという条項があります。

ここに規定しておりますように、休みの日に授業を行った場合には、かわりに授業日を休業日にするというので、結局、日数は変わらないということでしたので、授業日数をふやすことができないという状態でした。今回この第3項を加えることにより、学校長が教育上必要がある認めるときは、教育長の承認を受けて、休業日の期間中に授業日を設けることができるという条文を加えたものでございます。

次のページにまいりまして、第3条の2では、前条の第3条1項3号の「創立記念日」を削ったため、各号がずれたための改正でございます。

第4条以下を省略しておりますけれども、先ほどの第3条第3項の様式を加えたもので

ございます。

説明は以上でございます。

○教育長（杉山英彦君） 今、説明が終わりました。

補足をちょっとしたいと思うんですが、創立記念日は今まで原則として休みなんですけど、学校行事がかさなり、どうしても創立記念日に休みがとれなかったという経緯もございませう。きちんと授業日にして、例えば5時間目とかに学校集会を開いて、創立のいわれとか歴史的な経緯とか、伝統的に継続するものとか、そういうものをもう一度全校で確認をし、学習し直すそういう時間もとれるのかなというふうにも思っています。

それから、第3条第3項のところでも今、課長のほうから説明がありましたように、強いて言えば、今年度みたいなインフルエンザによる欠席者、学年閉鎖等非常に多い場合に、学校長が、これはちょっと欠席が多過ぎ、授業数が足らなくなってしまうので、春休み期間中に、登校日を設けて、その学年の授業を補充するというような形も可能かなということで、条文を加えさせてもらったという経緯もございませう。

何かご意見、ご質問ございませうか。

○委員（佐藤忠信君） この3条の2という項目なんですけど、私、勉強不足で調べましたところ、こういう条の表記の仕方があるということでした。

それで、そのときに新しく条をつくるときには、その条が何を示しているのか簡潔に示すように、原則見出しをつけるというふうになっていまして、これを休業日のくくりであれば、その見出しの共通見出しとして、これは休業日の中に入ることができると思うんですけど、ちょっとこの条文を読ませてもらうと、休業日のことを言っているのか、それとも休業日の校務のことを言っているのか、ちょっと気になりました。これは休業日の中の一くくりとして、見出しは共通見出しということでしょうか。

○学校教育課長（寺田 寛君） この内容を見ますと、土日祝日等の休業日を併記し、前条で規定している休業日には、原則、校務は行えないということを規定されておりますので、前条の休業日に関連しているということで、一くくりにはしているのかなと思います。これは考え方、組み立て方がいろいろあるのかなとは思いますが、関連しているの見出しを入れていなくてもいいですし、例えば別の「休業日の校務」とか見出しを立てることもできると思いますので、どちらがいいとか悪いとかではなくて、休業日と関連しているの見出しをつくらなかったのかなと思います。

○委員（佐藤忠信君） 特に、別立てする必要はないということでしょうか。内容を読んだところ、いわゆる休業日というくくりは、休業日が何かというのを指しているような気がしていて、これで多分総務課のほうで決済されていると思うので大丈夫だとは思いますが。

○学校教育課長（寺田 寛君） 別にしてもいいでしょうし、どちらでも内容は同じなのかなとは思いますが、昭和56年当時にこういう形で作っていて、改正はしているんでしょうけれども、関連しているという判断をしたというふうに理解しています。

○委員（佐藤忠信君） わかりました。

去年のこの規則を見させてもらったんですが、それ以降のところにも、新しく条文が加えられていて、例えば、第14条なんかも、進路指導主事とか、分校主任とか、その部分は、教務主任等という見出しになっています。そうすると、これは何か別立てにしたほうがいいのかと思うんですが、これは「等」の中に含まれているという考え方でいいということですよ。

○学校教育課長（寺田 寛君） そういうことになります。今後は、総務の法制のほうと相談しながら、わかりやすい見出しにしていく必要があるかなと思うんですけども、参考意見として伺いしておきたいと思います。

○委員（佐藤忠信君） ちょっと気になったので、よろしくをお願いします。

○教育長（杉山英彦君） ほかによろしいですか。

○委員（木村矩男君） 夏休みの初めに、一週間算数、数学をやっていますが、この規則との絡みはどういう位置づけなんですか。休みの日に学校通っているけど。

○教育長（杉山英彦君） これは県の事業としてやっている学びの広場という補習を前提として行っておりますので、授業時数とかにはカウントされません。ですから別枠ということになります。

全校で登校させるような形で、登校日として扱えば、授業時数はプラスになるんですけども、あくまでも当初は、もう7、8年ぐらい前になるんですけども、小学校4年生を対象に基礎学力をつけるための算数に特化した補習授業ということが始まりなので、あくまでも補習なので正規の授業ではないという位置づけになります。ドリルをしたりとかそういうものですので、授業数にカウントできないということです。

本来だったら、その日も登校日みたいな形にして、1年生から6年生まで全部授業をやるような形で取り組めばまた違うんでしょうけれども、その時期は先生方の研修とか行事とかが入ってしまうので、なかなか全部登校日にさせるというわけにいかないというような状況がありまして、やむなく夏休みの後半の3日間だけ何とか確保するというような方向です。

○委員（木村矩男君） これは、縛りのない授業。

○教育長（杉山英彦君） そうです。だから、これは来なくてもいいんです。自由登校ですから、都合があるという子は来ません。

○委員（木村矩男君） はい、わかりました。

○教育長（杉山英彦君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、議案第6号 利根町立学校管理規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認することといたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、議案第7号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

○学校教育課長（寺田 寛君） それでは、議案第7号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱について、ご説明いたします。議案の一番後ろのページをお開きいただきたいと思っております。

一番後ろのページの下の特案理由にありますとおり、平成29年度から特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、世帯の経済状況に応じ、特別支援教育への就学に要する経費の一部を補助したいので、事務取扱等を規定した新たな要綱を制定し、提案するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、まず第1条では、要綱の趣旨を規定しております。利根町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、負担能力の程度に応じ、特別支援教育への就学に要する経費の一部を補助することに関しまして必要な事項を定めるとしております。

第2条では、保護者の定義について、第3条では、特別支援教育就学奨励費を受けることができる対象者について規定しております。第4条では、就学奨励費の支給対象経費について、次のページの第5条では、支給額及び支給方法について規定をしております。

第6条では、認定申請の方法について、次の第7条では、教育委員会の支給認定と結果通知について、第8条では、就学奨励費の支給を受けることができる期間について、第9条では、支給に係る児童生徒や支給認定に関する事項に変更があったときの報告について規定をしております。

右に行きまして、第10条では、就学奨励費を辞退する場合の届け出について、第11条では、就学奨励費の支給認定の取り消し等について定めております。最後、第12条では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしております。

そのほか各様式を載せておりますというもので、確認のほうをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○教育長（杉山英彦君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

○委員（佐藤忠信君） ちょっとよろしいでしょうか。

最後の12条のところ、この要綱に定めるもののほか必要な事項とあるんですが、まだ、特に必要な事項というのは出ていないということですか。

○学校教育課長補佐（大越克典君） そうですね、こちらはまだ出ておりません。これから運用して何かあった場合には、必要な事項を別に定めていきます。

○委員（佐藤忠信君） そうですね、わかりました。

○委員（木村矩男君） これは、今まであった就学援助を要綱にしたとは違うんですか。

○学校教育課長補佐（大越克典君） こちらは新規の事業でございます。今まであったものは、要保護・準要保護の就学援助で、今回のものにつきましては、特別支援学級に在籍している者に限定した就学援助費で、国庫補助も絡んできますので、認定基準、援助する金額

は、国の基準に応じて対応していくものでございます。

○委員（佐藤忠信君） もう一つよろしいでしょうか。

この様式第3号のところ、実費の2分の1とありますが、いろいろ違うと思うんですが。

○学校教育課長補佐（大越克典君） 私のほうから説明させていただきます。

実費というのは、こちらは国で定められておまして、国の基準に応じてということで利根町でも同じように定めております。

実費というのが、実際どのぐらいになるかといいますと、様式第3号のほうを見ていただけますか。

こちら、例えば小学校の一番上の学用品費でいきますと、国の上限額の実費というのは1万1,420円となっております、こちらの2分の1で、5,710円が保護者へ補助する額となっております。その下につきましては、2万470円が基準額となっております、補助額は1万235円になります。以下、上限額が決まっております。

○委員（佐藤忠信君） そういう基準があるんですね。わかりました。ありがとうございます。

○教育長（杉山英彦君） ほかに、ございますか。

○委員（木村矩男君） もう予算は確保してあるんだよね。

○学校教育課長補佐（大越克典君） はい、予算は確保しております。

○教育長（杉山英彦君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） では、議案第7号 利根町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱の制定については、原案のとおり承認することといたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、議案第8号 利根町社会教育主事の資格認定要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

○生涯学習課長（坂田重雄君） 議案第8号 利根町社会教育主事の資格認定要綱につきまして説明申し上げます。最後のページをごらんください。

社会教育法第9条の4第4号に基づく社会教育主事の資格認定委託の事務について、茨城県から権限委譲を受けたので、社会教育主事の資格認定要綱を策定するため提案するものであります。

社会教育主事の業務としましては、社会教育を行う者に対し専門的、技術的な助言と指導を行うということが規定されておまして、社会教育法に基づきまして各市町村と県の教育委員会に必ず置くというような必置規定があります。利根町におきましても、今現在、教育委員会に3名の社会教育主事があります。

今までは、講習等へ行き、その修了証等を持って県教育委員会のほうに申請し、県教育委

員会のほうから資格認定を受けていましたが、今度は利根町教育委員会でその講習の修了証等を確認し、利根町教育委員会で資格認定するというので、県から町への権限委譲ということでもあります。

これまで県下 44 市町村のうち、既に 41 市町村が権限委譲を受けておりまして、権限委譲を受けていないのが利根町、下妻市、五霞町の 3 市町でした。3 市町が受けていないので、県のほうから、ぜひ 29 年度から利根町でも対応してほしいという要請がありまして、昨年の 10 月 28 日付で同意書を発行し、29 年度から引き受けるということで報告しております。資格の認定が県から利根町に移管されますので、その要綱を作成しております。

来年度は、社会教育主事の資格認定講習を受講する予定はありませんので、とりあえず事務のほうはないんですが、30 年度以降の対応をするようなことで、要綱を作成しています。

以上です。

○教育長（杉山英彦君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

○委員（佐藤忠信君） 社会教育主事の方なんですけど、いろいろな社会教育に関する助言等をするということで、結構社会教育というのは幅広く、こういう資格を取るときには、どういう分野のものを勉強するんですか。

○生涯学習課長（坂田重雄君） 一応全般なんですけれども、単位がいろいろありまして、一例を挙げますと、生涯学習概論、あとは社会教育計画、社会教育関係の演習とか、社会教育全般です。大体 40 日ぐらいの講習を受けまして、試験はないんですけれども、申請して、社会教育主事の資格を得るということです。

○委員（佐藤忠信君） かなり広いですよ。要は概要的なものもあるという感じですよ。わかりました、ありがとうございます。

○教育長（杉山英彦君） ほかにないですか。

○委員（佐藤忠信君） この様式 3 号というのは誰が書くんですか。

○生涯学習課長（坂田重雄君） これは所属長ですので、生涯学習課長とか学校教育課長とかが書いて、教育委員会に提出します。

○委員（佐藤忠信君） どちらかという行政関係のような感じでしたよね。

○生涯学習課長（坂田重雄君） そうです。

○委員（村上盛一君） 現職の先生方も結構これ、社会教育主事の更新、一時期やりました。最近少しその辺が薄れてきたわけですけども。

逆にこういう時代になって生涯学習の時代になってくれば、やっぱり社会教育という必要性というか、これはもう一度見直しを図られているというのが現状ですよ。

○委員（佐藤忠信君） 何とも今、業務がかなり大きい中で、先にこれを取るとなると大変な感じがしますけれどもね。

○生涯学習課長（坂田重雄君） ある程度の経験があつて、4 年以上の経験がないと資格取りにいきません。4 年以上の経験と講習をプラスして申請になります。

○教育長（杉山英彦君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、議案第8号 利根町社会教育主事の資格認定要綱の制定については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、議案第9号 利根町社会教育指導員の委嘱についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（坂田重雄君） 議案第9号 利根町社会教育指導員の委嘱につきましては、平成29年3月31日をもちまして、社会教育指導員の任期が満了になったため、利根町社会教育指導員規則第5条の規定により委嘱したいので、提案するものであります。

委嘱者は住所、茨城県北相馬郡利根町大字羽根野。氏名、古田吉光。委嘱期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。

以上、提案するものであります。昨年に引き続きの委嘱でございます。

○教育長（杉山英彦君） 何かご意見、ご質問。

古田先さんは公民館勤務で、社会教育、家庭教育学級に関してよくやってくれているということで、継続という形で、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） では、議案第9号 利根町社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（杉山英彦君） 続きまして、日程第3 その他について何かございますでしょうか。

○学校教育課長（寺田 寛君） 私のほうからインフルエンザ関係で報告したいと思います。

またインフルエンザが発生しておりまして、文小学校の2年生、3年生、5年生がインフルエンザにより、きょうからですが、3月22日、23日の2日間ですけれども、学級・学年閉鎖ということになりました。

24日（金）が終了式ということで、学年末の非常にせわしない時期ではございますけれども、子どもの健康管理上やむを得ないということで、2日間だけ休校にしました。

以上です。

○教育長（杉山英彦君） B型の感染ということで、非常に感染力が強いみたいで、この時期、非常に厳しい状況ですけれども、また学年閉鎖ということになりました。

○委員（村上盛一君） 特別、利根町が多いというわけでもないんですね。ほかの、この周りの市町村と比べても同じような結果ですかね。

○学校教育課長（寺田 寛君） ちょっと周りの状況は詳しくは見ていないんですけれども、多分同じような状況なのかなというふうに思っております。

近年、インフルエンザはいろいろな種類があつて A 型とか B 型とか、また新しい型が出てきたりして、感染力も強くなっているようです。子どもたちにとっては厳しい状況かなとは思っていますが、学校においても健康管理や手洗いの徹底など指導していただいておりますので、春になれば、また少しずつ終息してくるのかなというふうには思っています。

○教育長（杉山英彦君） ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（杉山英彦君） 以上で、平成 29 年度定例会は閉会といたします。

午前 9 時 50 分閉会

教育委員会会議規則第14条の規定により、その内容に相違ないことを証するためここに署名する